



2014年10月6日

各 位

会社名	新華ホールディングス・リミテッド (URL : www.xinhuaholdings.com)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) レン・イー・ハン (東証マザーズ コード番号 : 9399)
連絡先	経営企画室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

仲裁の和解及び特別損失等の計上に関するお知らせ

新華ホールディングス・リミテッド（以下、「当社」といいます。）は、仲裁の和解及びそれに伴う特別損失等の計上に関して以下のとおりお知らせいたします。なお詳細については、2014年3月28日及び2014年5月20日にそれぞれ開示しました「仲裁を求める書面の受領に関するお知らせ」及び「（続報）仲裁を求める書面の受領に関するお知らせ」も合わせてご参照ください。

1. 和解に至った経緯

上記プレス・リリースにてお知らせしましたとおり、当社、新華ファイナンシャル・ネットワーク・リミテッド（以下、「XFN」といい、「当社」及び「XFN」を総称して「当社ら」といいます。）、Clean Tech Partners, LLC（以下、「CTP」といいます。）及びShelly Singhal 氏（当社旧取締役）は、John S. Shegerian 氏、Tammy Shegerian 氏（以下、両氏を「Shegerian 氏」と総称します。）、Electronic Recyclers International, Inc.（以下、「ERI」といいます。）及び当社の旧CFOであるDavid Chih-Wen Wang 氏（以下、Shegerian 氏、ERI及びDavid Chih-Wen Wang 氏と総称して「申立人ら」といいます。）から、少なくとも6.1百万米ドル（668 百万円）の賠償を求める旨の、民間の裁判外紛争処理機関であるJAMS（カリフォルニア州フレズノ所在）への2014年1月11日付の仲裁申立てに応じるよう要求を受けました。

当社ら及びCTPは米国の代理人である法律事務所をとおして、申立人ら、当社の旧CFOであるYvonne Wang 氏及びERIのその他の取締役に対して、当社ら及びCTPの被った損害として、少なくとも25百万米ドル（2,736百万円）の反対債権が存在することを主張する旨の書面をJAMSに提出し、本件を仲裁にて解決することにしましたが、前経営陣より本件に関して仲裁を進めるために不可欠な情報を入手することが困難な状況でした。

本日、当社取締役会は、本件を解決する為、申立人ら及びERIの取締役会（以下、総称して「ERI関係当事者」といいます。）と和解契約書を締結することを決議し、当該和解契約書を締結しました。当該和解契約書に基づき、当社はERI関係当事者に対して、125千米ドル（13.7百万円）を支払うことにより、当社及びERI関係当事者は、相手方を本件に関する仲裁及び訴訟から免責することといたしました。



当社の取締役会は、ERI関係当事者と当該和解契約書を締結することにより、本件に対する支払額を125千米ドル（13.7百万円）に確定し、本件に関する今後の弁護士費用を抑え、また当初の損害賠償請求額である6.1百万米ドル（668百万円）の支払いを免れることができることから、当社の利益に適うものと判断し、和解契約の締結を決議した次第です。

2. 和解の相手方の概要

(1)	名称	Electronic Recyclers International, Inc.
(2)	所在地	7815 North Palm Avenue, Suite #140 Fresno, California 93711, USA

(1)	氏名（役職）	Kevin J. Anton（ERIの取締役）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	Keith D. Bronstein（ERIの取締役）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	Yong-Seok Jeong（ERIの取締役）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	Alexander Ruckdashel（ERIの取締役）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	John S. Shegerian（ERIのChairman及びCEO）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	Tammy Shegerian（ERIのChief Revenue Officer）
(2)	住所	不明

(1)	氏名（役職）	David Chih-Wen Wang（当社の旧CFO）
(2)	住所	不明

3. 和解の内容

和解契約書に基づき、当社がERI関係当事者に対して、合計125千米ドル（13,681千円）を支払い、相手方を本件に関する仲裁及び訴訟から免責する。

4. 特別損失等の計上及び業績予想

本件に関して弁護士費用が87千米ドル（9.5百万円）発生しました。かかる弁護士費用及びERI関係当事者に対して支払う125千米ドル（13.7百万円）の合計額である212千米ドル（23.2百万円）は、2014年度の業績予想において当初見込んでいた本件に関する弁護士費用とほぼ同額であり、業績予想に重大な影響を与えないため、現時点で業績予想の修正はございません。

弁護士費用として発生した87千米ドル（9.5百万円）は、既に2014年12月期第1四半期及び第2四半期に支払手数料として38千米ドル（4.2百万円）を計上しており、残りの49千米ドル（5.3百万円）



は2014年12月期第3四半期に支払手数料として計上します。ERI関係当事者に対して支払う125千米ドル（13.7百万円）は、全額を2014年12月期第4四半期に特別損失として計上します。

（注）適用為替レート：1米ドル＝109.45円（2014年9月30日現在の東京外国為替市場における外国為替相場（仲値））

以上



新華ホールディングス・リミテッドについて

当社、新華ホールディングス・リミテッドは複合的な事業を展開するグループ企業であり、主に中国及び日本を含むその他のアジアの地域において、金融サービス及びパブリックリレーションの事業分野において商品及びサービス並びにスマートフォン、テレコム・ソフトウェア・プラットフォーム、グローバル・メッセージング・ゲートウェイ及びモバイル広告プラットフォームの開発及びオペレーションを提供しています。東京証券取引所のマザーズ市場に上場（証券コード：9399）しており、香港に事業本部を構え、中国及び日本に拠点を配し、グローバルなネットワークを有しています。

詳細は、ウェブサイト：<http://www.xinhuaholdings.com/jp/home/index.htm> をご参照下さい。

本文書は一般公衆に向けられたプレスリリースであり、当社株式の勧誘を構成するものではなく、いかなる投資家も本書に依拠して投資判断を行うことはできません。当社株式への投資を検討する投資家は、有価証券報告書などの提出書類を熟読し、そこに含まれるリスク情報その他の情報を熟慮した上でかかる判断を行う必要があります。本書は多くのリスク及び不確定要素を含むいくつかの将来に関する記述を含んでいます。多くの事項が当社の実際の結果、業績または当社の属する産業に影響を与える結果、将来に関する記述で明示または黙示に示される当社の業績と実際の将来の数値とは大きく異なることがあります。